

2025

4/5

No.902

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

- 日本年金機構
 - ・ 4月は採用、転勤の多い時期です 忘れないよう届出をしましょう
 - ・ 令和7年4月から国民年金保険料額、年金額が改定されました
- 全国健康保険協会 佐賀支部
 - ・ 協会けんぽの『生活習慣病予防健診』を利用しませんか？
- 佐賀労働局
 - ・ 令和7（2025）年度 雇用保険料率のご案内
- 佐賀県社会保険協会
 - ・ 社会保険事務講習会のご案内
 - ・ 令和7年3月分（4月納付分）からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表
 - ・ 年金出張相談窓口のご案内
 - ・ 令和7年度社会保険協会費請求書をお送りしています



■黒木建設株式会社 本社

会員事業所 information



想いをつなぎ 夢ある未来へ

黒木建設株式会社
KUROKI.Construction Co.,Ltd.



黒木建設は、1919年（大正8年）4月1日に初代社長 黒木右馬が伊万里の地で「黒木組」を創業して以来、長きにわたり地元の総合建設業として社業に邁進し、地域の発展と共に成長させていただき、おかげさまで今年で創業106年を迎えます。安全・感謝・人の和の経営理念のもと、皆様が安全で安心に暮らせるために大切なインフラ整備を行う土木工事・舗装工事をはじめ、官公庁施設、商業施設、工場や暮らしを育む個人住宅などの建築工事で快適な街づくりを行い、地域にまだ無かった「新しい価値」をつくる常に新しい事にチャレンジを行い前進していく企業を目指しております。

これからも建設業を通じて地域社会に貢献できる企業で有り続けること 次の100年へ向け「想いをつなぎ 夢ある未来へ」をモットーに、尚一層の努力を続けて参ります。

所在地：佐賀県伊万里市松島町100番地1

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL：0952-26-3171 FAX：0952-26-3377

URL：<https://www.syahokyo-saga.or.jp/>

佐賀県社会保険協会

検索



4月は採用、転勤の多い時期です 忘れないよう届出をしましょう



新入社員の方の資格取得届の速やかな提出をお願いします

資格取得届

■資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

■報酬月額

報酬月額には基本給のほか通勤手当・家族手当・住宅手当など諸手当を含みます（食事や住居などの現物支給も加えます。）。

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

■資格確認書発行の要否

令和6年12月2日より、健康保険証が廃止され、健康保険証の利用登録が行われたマイナンバーカード（マイナ保険証）を利用することとなりました。ただし、マイナ保険証を利用できない方については「資格確認書」を交付しています。資格確認書の発行が必要な場合は、発行が必要である旨の意思表示をお願いします。資格取得届をご提出の際に、「⑫資格確認書発行要否」欄に☑をお願いします。電子申請の場合も同様です。

様式コード 2200		健康保険 厚生年金保険 厚生年金保険		被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届			
令和 年 月 日提出							
事業所 整理番号		事業所 番号		受付印			
提出者記入欄		届書記入の個人番号に誤りがないことを確認しました。 〒 事業所所在地 事業所名称 事業主氏名 電話番号 ()					
被保険者1		① 被保険者整理番号 ② 氏名 (フリガナ) ③ 生年月日 ④ 種別 ⑤ 取得区分 ⑥ 個人番号 (基礎年金番号) ⑦ 取得(該当)年月日 ⑧ 被扶養者 ⑨ 報酬月額 ⑩ 住所 ⑪ 備考 ⑫ 資格確認書発行要否					
被保険者2		① 被保険者整理番号 ② 氏名 (フリガナ) ③ 生年月日 ④ 種別 ⑤ 取得区分 ⑥ 個人番号 (基礎年金番号) ⑦ 取得(該当)年月日 ⑧ 被扶養者 ⑨ 報酬月額 ⑩ 住所 ⑪ 備考 ⑫ 資格確認書発行要否					

お問い合わせ先

● 各年金事務所 厚生年金適用調査課

国民年金保険料額が改定されました

令和7年4月分から令和8年3月分までの国民年金保険料は、月額17,510円になりました。
納めた国民年金保険料は「社会保険料控除」として全額控除の対象となり、税金の負担が軽減されます。

国民年金保険料は金融機関、郵便局、コンビニエンスストア、スマートフォン決済で納付できます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利で安心、お得な口座振替もあります。

保険料についてご不明な点がございましたら、お近くの年金事務所にお尋ねください。



お問い合わせ先

● 各年金事務所 国民年金課

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」TEL 0570-003-004 (ナビダイヤル) をご利用いただけます。

令和7年4月から年金額が改定されました

令和7年度の年金額は、物価変動率(+2.7%)及び名目手取り賃金変動率(+2.3%)がともにプラスとなり、かつ、物価変動率が名目手取り賃金変動率を上回るため、名目手取り賃金変動率を用いて改定されます。

また、マクロ経済スライドによる調整率(-0.4%)により、令和7年度の年金額は、令和6年度から1.9%の引上げとなります。

【年金額改定の例】

老齢基礎年金(40年間国民年金定額保険料を納付された方)

令和7年3月まで

816,000円(年額)

813,700円(年額)

令和7年4月から

831,700円(年額)(S31. 4. 2生～)

829,300円(年額)(～S31. 4. 1生)

※年金額改定通知書については、令和7年6月中旬頃送付予定です(一部の方については、令和7年5月に送付される場合もあります。)

お問い合わせ先

● 各年金事務所 お客様相談室

一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」TEL 0570-05-1165 (ナビダイヤル) をご利用いただけます。

社会保険料
(国民年金保険料)は
納付期限内に
納付しましょう。

令和7年4月分 保険料の納付期限は令和7年6月2日(月)です。

令和7年5月分 保険料の納付期限は令和7年6月30日(月)です。

お得がいっぱい！協会けんぽの『生活習慣病予防健診』を利用しませんか？

令和7年3月下旬に、事業所様宛に35歳から74歳までの被保険者(ご本人)の皆さまを対象とした『生活習慣病予防健診のご案内(リーフレット)』をお送りしています。

お申し込みは、健診機関への予約のみでとても簡単です。ぜひご利用ください！

生活習慣病予防健診のおすすめポイント

1 健診費用の約7割を補助

健診費用総額 **最高 18,865円** → 一般健診の自己負担額 **最高 5,282円**



2 労働安全衛生法で定められた定期健康診断の代わりとして利用できます！

生活習慣病予防健診は
検査項目が多く、
事業主に実施が義務
づけられている定期
健康診断の内容を
満たしています。



生活習慣病予防健診(一般健診)

<35歳以上の被保険者(ご本人)の方が対象>
がん検診を含んだ健診。年齢によって付加健診も受診可能。

定期健康診断(事業者健診)

労働安全衛生法(安衛法)で定められた健診。
事業主に実施が義務づけられている。

3 国が定める5種類のがん(肺・胃・大腸・子宮・乳房)検診を受診できます！

メタボリック
シンドローム

とともに

**5大
がん**

**肺 胃 大腸
子宮 乳房**

までカバー！

※子宮頸がん検診、乳がん検診は、別途自己負担が必要です。



4 一般健診に追加して付加健診が受診できます！

付加健診の自己負担額
最高 2,689円

付加健診は、一般健診と併せて受けることで、より充実した内容の健診となります。検査内容は、腹部エコー検査にて5つの臓器(肝臓、胆のう、脾臓、脾臓、腎臓)を中心に異常がないかを調べ、眼底検査では、動脈硬化状態を判定することができます。

対象年齢：40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳



全国健康保険協会 佐賀支部
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！



事業主・被保険者の皆さまへ

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります（農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。）。
- ・雇用保険二事業の保険料率（事業主のみ負担）は、引き続き3.5/1,000です（建設の事業は4.5/1,000です。）。

<令和7年度の雇用保険料率>

（青字は変更部分）

事業の種類	負担者				①+② 雇用保険料率
	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業	6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)	7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

（枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率）

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。



令和7年度 社会保険事務講習会のご案内

『新規適用事業所・新任担当者のための基礎講座』

新規適用事業所及び社会保険事務担当初心者の方を対象に、社会保険の基礎をわかりやすく学びます。【初級編】

会場	日時	場所	講師
唐津会場	令和7年 4月22日(火)	高齢者ふれあい会館 りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	城 志保 社会保険労務士
鳥栖会場	令和7年 4月23日(水)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	島崎 恵理 社会保険労務士
鹿島会場	令和7年 4月24日(木)	鹿島市生涯学習センターエイブル (鹿島市大字納富分2700-1)	中村 好江 特定社会保険労務士
佐賀会場	令和7年 4月25日(金)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	横田 弘美 特定社会保険労務士

対象者 新規適用事業所および社会保険事務担当初心者の方

テキスト 令和7年度版 社会保険の事務手続

～学びのポイント～

- ・標準報酬月額の設定と改定
- ・保険料と被保険者期間
- ・健康保険の給付



● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…50名 鳥栖・唐津・鹿島…30名

参加費 会員事業所は無料

(但し、非会員事業所及び令和6年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 ホームページよりお申込み下さい。

佐賀県社会保険協会

検索



お申し込み後、登録されたメールアドレスに受講通知(申込完了)のメールが届きますので、講習会当日、メールの画面を印刷してご持参ください。

なお、定員が上限に達している場合や令和6年度の会費の入金が確認できない場合は、当協会よりご連絡いたします。

また、メールが届かない場合は、お手数ですが当協会までご連絡をお願いします。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

事務講習会のお申し込み方法は
ホームページからのみとなりますので
ご注意ください。



令和7年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- 健康保険料率: 令和7年3月分～ 適用
- 介護保険料率: 令和7年3月分～ 適用
- 厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- 子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(佐賀支部)

(単位: 円)

標準報酬		報酬月額		全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		一般、坑内員・船員	
				10.78%		12.37%		18.300%※	
				全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
等級	月額	円以上	円未満						
1	58,000	63,000	63,000	6,252.4	3,126.2	7,174.6	3,587.3		
2	68,000	73,000	73,000	7,330.4	3,665.2	8,411.6	4,205.8		
3	78,000	83,000	83,000	8,408.4	4,204.2	9,648.6	4,824.3		
4(1)	88,000	93,000	93,000	9,486.4	4,743.2	10,885.6	5,442.8	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	103,000	103,000	10,564.4	5,282.2	12,122.6	6,061.3	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	107,000	107,000	11,211.2	5,605.6	12,864.8	6,432.4	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	114,000	114,000	11,858.0	5,929.0	13,607.0	6,803.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	122,000	122,000	12,720.4	6,360.2	14,596.6	7,298.3	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	129,000	129,000	13,582.8	6,791.4	15,586.2	7,793.1	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	138,000	138,000	14,445.2	7,222.6	16,575.8	8,287.9	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	146,000	146,000	15,307.6	7,653.8	17,565.4	8,782.7	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	155,000	155,000	16,170.0	8,085.0	18,555.0	9,277.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	165,000	165,000	17,248.0	8,624.0	19,792.0	9,896.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	175,000	175,000	18,326.0	9,163.0	21,029.0	10,514.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	185,000	185,000	19,404.0	9,702.0	22,266.0	11,133.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	195,000	195,000	20,482.0	10,241.0	23,503.0	11,751.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	205,000	205,000	21,560.0	10,780.0	24,740.0	12,370.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	230,000	230,000	23,716.0	11,858.0	27,214.0	13,607.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	250,000	250,000	25,872.0	12,936.0	29,688.0	14,844.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	270,000	270,000	28,028.0	14,014.0	32,162.0	16,081.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	290,000	290,000	30,184.0	15,092.0	34,636.0	17,318.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	310,000	310,000	32,340.0	16,170.0	37,110.0	18,555.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	330,000	330,000	34,496.0	17,248.0	39,584.0	19,792.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	350,000	350,000	36,652.0	18,326.0	42,058.0	21,029.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	370,000	370,000	38,808.0	19,404.0	44,532.0	22,266.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	390,000	390,000	40,964.0	20,482.0	47,006.0	23,503.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	425,000	425,000	44,198.0	22,099.0	50,717.0	25,358.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	455,000	455,000	47,432.0	23,716.0	54,428.0	27,214.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	485,000	485,000	50,666.0	25,333.0	58,139.0	29,069.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	515,000	515,000	53,900.0	26,950.0	61,850.0	30,925.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	545,000	545,000	57,134.0	28,567.0	65,561.0	32,780.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	575,000	575,000	60,368.0	30,184.0	69,272.0	34,636.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	605,000	605,000	63,602.0	31,801.0	72,983.0	36,491.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	635,000	635,000	66,836.0	33,418.0	76,694.0	38,347.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	665,000	665,000	70,070.0	35,035.0	80,405.0	40,202.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	695,000	695,000	73,304.0	36,652.0	84,116.0	42,058.0		
37	710,000	730,000	730,000	76,538.0	38,269.0	87,827.0	43,913.5		
38	750,000	770,000	770,000	80,850.0	40,425.0	92,775.0	46,387.5		
39	790,000	810,000	810,000	85,162.0	42,581.0	97,723.0	48,861.5		
40	830,000	855,000	855,000	89,474.0	44,737.0	102,671.0	51,335.5		
41	880,000	905,000	905,000	94,864.0	47,432.0	108,856.0	54,428.0		
42	930,000	955,000	955,000	100,254.0	50,127.0	115,041.0	57,520.5		
43	980,000	1,005,000	1,005,000	105,644.0	52,822.0	121,226.0	60,613.0		
44	1,030,000	1,055,000	1,055,000	111,034.0	55,517.0	127,411.0	63,705.5		
45	1,090,000	1,115,000	1,115,000	117,502.0	58,751.0	134,833.0	67,416.5		
46	1,150,000	1,175,000	1,175,000	123,970.0	61,985.0	142,255.0	71,127.5		
47	1,210,000	1,235,000	1,235,000	130,438.0	65,219.0	149,677.0	74,838.5		
48	1,270,000	1,295,000	1,295,000	136,906.0	68,453.0	157,099.0	78,549.5		
49	1,330,000	1,355,000	1,355,000	143,374.0	71,687.0	164,521.0	82,260.5		
50	1,390,000	1,415,000	1,415,000	149,842.0	74,921.0	171,943.0	85,971.5		

※厚生年金基金に加入している方の厚生年金保険料率は、基金ごとに定められている免除保険料率(2.4%～5.0%)を控除した率となります。

加入する基金ごとに異なりますので、免除保険料率および厚生年金基金の掛金については、加入する厚生年金基金にお問い合わせください。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.78%)に介護保険料率(1.59%)が加わります。

◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。

4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。

35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。

◆令和7年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合

- ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
- ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。

(注) ①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。

○納入告知書の保険料額

納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。

○賞与に係る保険料額

賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。

また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。

○子ども・子育て拠出金

事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)

この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて得た額の総額となります。

《出張相談【予約制】》

出張相談所	開設日・相談時間	5月	6月	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	7日・21日	4日・18日	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	13日・27日	10日・24日	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	2日・9日・16日 23日・30日	2日・6日・13日 20日・27日	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	20日	3日・17日	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	14日	11日	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所受付時間：平日（月曜～金曜）の8:30～17:15まで
年金相談の時間延長 週初めの開所日 17:15～19:00
県内年金事務所の第2土曜日の休日相談については予約制です。
受付時間 9:30～16:00

※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までに
お申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890
(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521
(一般電話)

受付時間：月～金曜日（平日）8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用
いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで
受付しています。

ご連絡の際は、基礎年金番号か個人番号
（マイナンバー）の分かるものをご準備く
ださい。

令和7年度 社会保険協会費請求書をお送りしています。

- ▶▶▶▶ 払込取扱票は郵便局とコンビニエンスストアどちらでも払込みできます!!
▶▶▶▶ 令和7年5月末日までに納入いただきますようお願いします。



- ★令和7年度の会費の算定にあたっては、法人文書開示請求手続きにより日本年金機構から提供された令和6年7月時点の被保険者数情報により算定しています。
- ★令和7年4月1日時点で、会費の変更を伴う被保険者数の変動があった場合は、当協会までご連絡いただきますようお願いします。
- ★口座振替の事業所様については、「口座振替案内書兼ご請求書」をお送りしています。
- ★銀行振込の事業所様については、「ご請求書」をお送りしています。

令和7年度版「社会保険の事務手続き」を送付します。

- ▶▶▶▶ 送付等スケジュール ～～お早めの納入をお勧めします～～

令和7年度会費 納入時期 等	送付等の時期	備 考
4月事務講習会 参加事業所	講習会において配付	講習会テキストとして使用
4～5月 納入 口座振替（4/28 引落）	5月末～6月上旬	6月号広報誌と同時送付
6月以降納入	会費納入確認後、随時	

